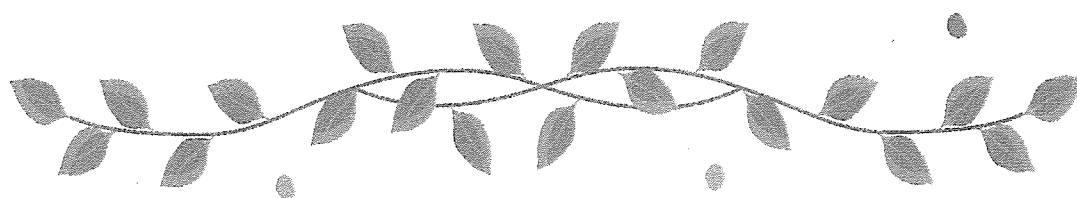


認 可 地 縁 団 体



設 立 マ ニ ュ ア ル

令和7年2月 一部修正

入間市市民生活部地域振興課

目 次

❖ 認可地縁団体の概要	1
❖ 地縁による団体の認可制度のフローチャート	2
I 地縁団体の認可制度について	3
II 申請関係	4
III 地縁による団体の認可	7
IV 認可地縁団体の印鑑登録	9
V 認可地縁団体と課税関係	11
VI 様式集	13

認可地縁団体の概要

1 立法趣旨

自治会、町内会等が当該団体の名義で、不動産又は不動産に関する権利等を保有することができるようにするために創設されたが、令和3年11月26日の地方自治法の改正により、不動産登記等を前提としないものに見直され、不動産等の保有及び保有予定の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市長の認可をうけることにより、法人格を取得し、法律上の権利義務の主体となることができるようになった。

2 地縁による団体

町又は字の区域その他市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体を言う。

3 内容

自治会、町内会等で使用している不動産について、個人名義で登記が行われていることにより、財産上のトラブル(相続、担保設定等)が発生することがあった。

従来、自治会、町内会等の地縁による団体は、「権利能力なき社団」であったため、当該団体の名義での不動産登記ができなかったが、平成3年4月の地方自治法の改正によって、所要の手続きの下に権利能力を取得することができるようになった。

4 要件

自治会、町内会等の自主的な判断により、当該団体の規約に基づき、総会で認可申請の議決を得ていること。

認可における必要書類の提出。

5 問題点

共有名義による地権者の問題。

認可後も、告示事項等に変更があった場合や税の減免手続きなど、自治会、町内会等の事務が生じること。

6 メリット

認可を受けた地縁による団体名義での不動産登記等が円滑に進められる等。

地縁による団体の認可制度のフローチャート

地 縁 団 体 (区・自治会)	入 間 市 (地域振興課 自治振興担当)	その他の機関・窓口
①当該団体の規約に基づき、総会で認可申請の議決を得る(自主的判断による) ②認可申請の書類作成 ③認可申請 (1)認可申請書 (2)規約 (3)認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類(議事録) (4)構成員の名簿 (5)その区域の住民相互の連絡環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び掲載に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類 (事業報告書、事業計画書、収支決算書、収支予算書) (6)申請者が代表者であることを証する書類 (代表者決定時の議事録、就任承諾書) ⑦印鑑登録申請 ⑧印鑑登録証明書交付申請 (手数料減免申請) ⑨告示事項証明書交付申請 (手数料減免申請) ⑩登記申請 ⑪法人税減免申請 (1)法人市民税 (2)固定資産税 (3)法人県民税等	③認可申請の受付 ④審査 ⑤認可 ⑤告示 地縁団体台帳の作成 ⑥認可通知書の送付 ⑦印鑑登録 印鑑登録原票の作成 (要 1 週間程度) ⑧印鑑登録証明書の交付 (要1週間程度) ⑨告示事項証明書作成・交付 (要 1 週間程度)	さいたま地方務局 所沢支局 ⑩「委任の終了」として所有権移転登記 市 市民税課 ⑪(1)法人市民税減免申請手続 市 資産税課 ⑪(2)固定資産税減免申請手続 飯能県税事務所 課税担当 ⑪(3)法人県民税等減免申請手続

I 地縁団体の認可制度について

1 地方自治法の改正

従来、自治会等は権利能力がなく、その団体の名義での不動産登記ができなかった。そのため不動産登記の際には個人名義あるいは構成員の共有名義で行わざるをえず、度々財産上のトラブルの種となっていた。

このような制約を取り除くため、地方自治法の改正が行われ、地縁による団体として認可を受けることによって、不動産又は不動産に関する権利等を保有することができるようになった。

また令和3年11月、不動産保有・保有予定の有無に関わらず、法人格を取得することが可能となった。

2 地縁による団体とは

「地縁による団体」とは、町又は字の区域その他市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう(地方自治法第260条の2第1項)。

地縁による団体の認可はあくまで一定の地域に住所を有するというつながりに基づく自治会・町内会等の団体を対象とするものであり、スポーツ団体、婦人会等は認可対象としていない。それはスポーツ団体、婦人会等の構成員の要件として、区域内に住所を有すること以外に特定の属性を必要とするからである。

なお、地縁による団体がその内部組織としてサークル等を設けることは差し支えない。

3 認可地縁団体の権利能力

法律上の権利義務の主体となり、認可地縁団体は法人格を有し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記できる。また、団体の活動に資する財産を団体名義で所有、借用できる。

しかしながら、認可された団体は不動産又は不動産に関するものにのみ権利を保有するのではなく、団体の規約に定める目的の範囲内で必要かつ有益な行為であれば、権利能力を有する。

Ⅱ 申請関係

1 認可申請の意思決定

認可を受けたい団体が認可申請をするにあたっては、その団体の自主的な判断により、当該団体の規約に基づいた総会で認可申請の議決を得ることが必要となる。

この議決会議は理事会、評議会等ではなく、総会でなければ認められない。それは構成員全員が集まって認可申請について協議するのみならず、従前の権利能力なき社団から、認可を受けて新たに法人格を取得するという意思決定を、権利能力なき社団の正式手続の中で決定するということが重要であるからである。

なお、この総会に際し、認可要件に合致する規約の決定、構成員の確定、代表者の決定、資産としていかなる不動産等を保有するか等も併せて意思決定することが望ましい。

2 認可申請手続書類

認可申請は次の書類を添えて市長に対し行う。

(1) 認可申請書 (P14)

(2) 規約 (P15～21)

法第260条の2第3項に掲げる次の事項が記載されていなければならない。

ア 目的

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としていることが認可の要件である。その団体の権利能力の範囲を明確にする程度に活動範囲をできる限り具体的に定めることが望ましい。

イ 名称

ウ 区域

住民にとって、客観的に明らかなものとして定められていること。

「入間市大字〇〇の××丁目△△番地から××丁目△△番地まで」

「入間市〇〇××丁目△△番□□号から××丁目△△番□□号まで」

「入間市大字〇〇の××川の北」

エ 主たる事務所の所在地

代表者の自宅の所在地あるいは集会施設の所在地どちらでも差し支えない。

また、事務所の地番を示しても、「代表者の自宅」と記してもよいが、前者の場合、代表者が変更するごとに規約変更を行う必要がある。

オ 構成員の資格に関する事項

その区域に住所を有するすべての個人が加入できること及び正当な理由がない限り、その加入を拒むことができないことを明記すること。(法第260条第2項第3号及び同条第7項)

カ 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事務等について規定する。

キ 会議に関する事項

通常総会又は臨時総会の招集方法や議決事項、議決方法等を記載する。

ク 資産に関する事項 (P28)

資産の構成及び取得、処分等の管理方法等について定める。

(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 (P22～25)

認可申請について議決した総会の議事録の謄本

- ・原本と相違ない旨を記載し、議長(又は代表者)が署名したもの
- ・議長及び議事録署名人(二人)の計三人の署名したもの

(4) 構成員の名簿 (P26, 27)

個人単位で各構成員の全員について、氏名、住所を記載した名簿

(5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っていることを

記載した書類

- ・事業報告書
- ・事業計画書
- ・収支決算書
- ・収支予算書

(7) 申請者が代表者であることを証する書類 (P22～25, 29)

ア 総会で代表者を決定した際の議事録の謄本

- ・原本と相違ない旨を記載し、議長(又は代表者)が署名したもの
- ・議長及び議事録署名人(二人)の計三人の署名されたもの

イ 代表者となることについての承諾書

・代表者本人の署名のあるもの

Ⅲ 地縁による団体の認可

1 認可手続

認可申請に対し、市長は法第260条の2第2項の要件に該当していると認めるときは、同条第1項の認可をしなければならない。

認可要件は以下のとおりであるが、その申請はあくまで団体の自主的な判断により行われなければならない。

- (1) 地域的共同活動を目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- (2) その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして認められていること。
- (3) その区域に住所を有するすべての個人が構成員となることができ、現に相当数が構成員となっていること。
- (4) 規約を定めていること。

2 告示事項

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域(町又は字及び地番又は住居表示によって明記すること)
- (4) 主たる事務所
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による代表者の職務停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- (7) 代理人の有無(代理人がある場合には、その氏名及び住所)
- (8) 規約に解散の事由を定めたときはその事由
- (9) 認可年月日

3 告示

市は、本庁、地区センターに告示する。告示後、自治会に認可通知書を送付する。

4 地縁団体台帳

市は、地縁による団体の認可においては登記簿に代わるものとして台帳を整備し、その写しを証明書として交付する。

5 告示事項の変更告示（P30）

認可地縁団体の告示事項に変更があったときは、その団体の代表者が告示事項変更届出書に変更があった旨を証する書類を添えて、市に届け出なければならない。

その届出に基づき、市は告示した事項に変更があった旨を告示しなければならない。また、同時に台帳の記載事項の変更処理も行う。

なお、告示事項の変更が規約の変更を伴う場合には、規約変更の認可を得た後に告示事項変更を行うことになる。規約変更の認可申請は、規約変更認可申請書に規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行う。

6 告示事項に関する証明書の交付（P31）

何人も、市長に対し、認可を受けた地縁団体について告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。

その請求の際は請求者の氏名及び住所、請求にかかる団体の名称及び事務所の所在地を記載した認可地縁団体告示事項証明書交付請求書を市長に提出することにより行う。

証明書の交付は告示事項を記載にした台帳の写しで行われるが、この末尾に原本と相違ない旨を記載する。また、台帳の写しは全部を写すこととされている。

証明書発行の手数料については、証明書の使用目的が自治の振興による場合は無料にすることができる。その際は、認可地縁団体告示事項証明書交付手数料免除申請書を併せて提出する。

IV 認可地縁団体の印鑑登録

1 登録申請 (P33)

認可地縁団体の登録を受ける場合は、入間市認可地縁団体印鑑条例に定めるところにより、認可地縁団体印鑑登録申請書を市長に提出する。

(1) 登録印鑑について

登録を受けようとする認可地縁団体の印鑑は、できうるかぎりその団体の名称を表示し他の団体と誤認する恐れのないものとする。また、個人印を団体の印鑑として使用する場合にそれが個人の印鑑として既に登録されているものであるのは好ましくない。

また、ゴム印等で変形しやすいもの、機械製造により大量生産されたもの、8mm四方より小さいか、30mm四方より大きいもの、陰影が不鮮明なものは不適當である。

登録の際に押印するため、この印鑑は持参する。

(2) 申請者印について

認可地縁団体印鑑登録申請書の代表者等の氏名の次に押印される印鑑は、個人として登録されているものでなくてはならない。

(3) 個人印確認審査

個人の印鑑登録の確認のため、その代表者等の個人の印鑑登録証明書が必要である。

その代表者等が市内に住所を有する場合は、地域振興課から市民課に対する印鑑登録証明書無料交付申請書を、代表者等が市民課等の窓口において印鑑登録証に添えて申請することにより、無料で交付を受けることができる。

その代表者等が市外に住所を有する場合は、その住所を有する地方公共団体の印鑑登録証明書が必要である。(無料交付については当該市区町村による。)

(4) 登録

申請について審査が終了したら、印鑑登録原票に朱肉を以て登録印鑑を押印するほか、必要事項を記載して登録する。

2 印鑑登録証明書の交付（P34）

印鑑登録を受けている団体の代表者等が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録印鑑を持参し、それを押印した認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書を市長に提出する。

告示事項証明書の交付の場合と同じく、自治の振興の理由から交付手数料を免除することができる。その際、認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料免除申請書に代表者の個人印の押印及び個人の印鑑登録の確認が必要であるため、登録印鑑と印鑑登録証を持参する。

3 印鑑登録の変更

告示事項の変更により印鑑登録事項に変更があった場合、市は職権で登録原票の登録事項を修正することができる。具体的には地縁団体の名称の変更、事務所の変更、代表者の氏名の変更、代表者の住所の変更等だが、名称、代表者の氏名が登録されている印鑑に明示されている場合には印鑑登録の抹消をしなければならない。

また、代表者が変更になった場合には、新旧の代表者の間で印鑑の譲り受けがなされる必要があり、管理を明確にするため、いったん登録を抹消する必要がある。

V 認可地縁団体と課税関係

1 課税関係

地縁による団体として法人格を取得した団体は公益法人とみなされる。

課税については営利法人と同様に、課税の対象になる。つまり、土地・建物の賃貸等の収益事業を行った場合には、法人税、法人事業税、法人住民税が課せられることになる。

また、収益事業を営まない場合は、法人住民税について均等割のみ課税対象となるが、公益上の観点から減免となることができる。

2 提出書類

地縁による団体の設立時には市に「法人の設立・異動届出書」を、県税事務所には「法人の設立等報告書」をそれぞれ団体の規約を添付して提出する。

また、収益事業を営まず、法人住民税の均等割分について減免申請をする場合は、申告とともに減免申請書を提出する。毎年4月末までに市には「市町村民税均等割申告書」、「市税減免申請書」を、県税事務所には「県民税均等割申告書」と「県税減免申請書」をそれぞれ前期決算・当期予算に関する書類を添付して提出する。

3 不動産の取得

認可地縁団体として法人化され、不動産の所有を個人・共有名義から地縁による団体名義へと変更する際、無償で譲渡するという形になる。その場合の所得としての課税は公益法人による収益事業から生じた所得以外の所得とされ、課税の対象外となりうる。なお、その所有権移転登記の際の登記原因は、「委任の終了」と解されている。そして登記申請書に添付する地縁による団体の住所証明書及び代表者の資格証明書は市長の交付する告示事項に関する証明書による。

また、地縁による団体が不動産を取得した場合、不動産取得税及び固定資産税の課税対象となるが、これらの固定資産が地域住民による公的な利用に限られる場合は、減免となることができる。

税の種類		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割のみ課税 ※減免あり	課税
	固定資産税	課税 ※減免あり	課税
県税	法人県民税	均等割のみ課税 ※減免あり	課税
	法人事業税	課税免除	課税
	不動産取得税	課税 ※減免あり	課税 ※減免あり
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

〔問い合わせ先〕

税の種類		問い合わせ先	
市税	法人市民税	入間市役所 市民税課	2964-1111 内線2112・2113
	固定資産税	入間市役所 資産税課	2964-1111 内線2131~2138
県税	法人県民税 法人事業税	飯能県税事務所 課税担当 (課税第一担当)	042-972-0441
	不動産取得税	飯能県税事務所 課税担当 (課税第二担当)	042-973-5616
国税	法人税	所沢税務署	04-2993-9111
	登録免許税	さいたま地方法務局 所沢支局	04-2992-2677

VI 様式集

資料 1	認可申請書	14
資料 2	認可地縁団体標準規約	15
資料 3	議事録	22
資料 4	会員名簿	26
資料 5	役員名簿	27
資料 6	財産目録	28
資料 7	就任承諾書	29
資料 8	告示事項変更届出書	30
資料 9	認可地縁団体告示事項証明書交付請求書 (認可地縁団体告示事項証明書交付手数料免除申請書)	31
資料 10	規約変更認可申請書	32
資料 11	認可地縁団体印鑑登録申請書	33
資料 12	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 (認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料免除申請書)	34
参 考	保有資産目録・保有予定資産目録	35

年 月 日

(宛先) 入 間 市 長

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 埼玉県入間市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 埼玉県入間市

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

「認可地縁団体標準規約」

〇 〇 自 治 会 規 約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 地域行政等への協力
- (5) その他本会の目的を達成するために必要なこと

(名称)

第2条 本会は、〇〇自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、入間市大字〇〇××番地から大字〇〇××番地までの区域とする。

〔又は〕

第3条 本会の区域は、入間市〇〇××丁目△△番□□号から入間市〇〇××丁目△△番□□号までの区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、会長の自宅に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

(会費)

第6条 本会の会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、細則に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。
(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より細則に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を失う。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 ○名
- (3) その他の役員 ○名
- (4) 監 事 ○名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の職務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は職務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第12条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後2箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

3 総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) 規約の変更、財産処分及び解散の議決以外の事項

(2) ○○○○○○○○

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員の○分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した文書をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、入間市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の2第20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第38条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、入間市長の認可を受けなければ合併することはできない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

議 事 録 (1)

会 議 の 名 称	令和 ○ ○ 年 度 ○ ○ 自 治 会 総 会
開 催 日 時	令和 年 月 日 () 午後 時 分開会 ・ 午後 時 分閉会
開 催 場 所	
議 長 (委員長・会長)氏名	○○自治会会長 ○ ○ ○ ○
会 員 数	名
出 席 者 数	名
委 任 状 数	名
欠 席 者 数	名
会 議 次 第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) (2) (3) (4) (5) その他 4 閉会
配 布 資 料	
書 記	
議 事 録 承 認 者	
議 事 録 署 名 人	

議 事 録 (2)

議 事 の 概 要

議 題	
確 認 事 項	
提 言 (意 見)	

割
印

(※ 複葉となるときは割り印を押すこと)

議 事 録 (3)

[illegible]

割
印

議 事 の 経 過

-25-

〇〇自治会

会員名簿

第 〇〇 班

氏 名	住 所
茶 処 武 蔵 香 旬 若 葉 新 芽	入間市豊岡 1 - 1 6 - 1
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	入間市〇〇〇 - 〇〇 - 〇
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	入間市〇〇〇 - 〇〇 - 〇
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	入間市〇〇〇 - 〇〇 - 〇
○ ○ ○ ○ ○ ○	入間市〇〇〇 - 〇〇 - 〇
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	入間市〇〇〇 - 〇〇 - 〇
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	入間市〇〇〇 - 〇〇 - 〇
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	入間市〇〇〇 - 〇〇 - 〇

〇〇自治会 役員名簿

職 名	氏 名	住 所

〔財産目録〕

令和 年 月 日

区 分	所在数量等	金額(評価額)	備 考
(資産の部)			
I 流動資産			
1.現金預金			
(1)現金			
現金手許有高			
(2)当座預金			
〇〇銀行△△支店			
(3)普通預金			
〇〇銀行××支店			
2.未収会費			
〇〇年後会費 ×名			
II 固定資産			
1.土地			
2.建物			
3.構築物			
4.車両運搬具			
5.什器備品、応接セット			
6.電話加入権			
7.有価証券			
〇分利国債			
資 産 合 計		A	
(負債の部)			
I 流動負債			
預り金			
II 固定負債			
長期借入金			
〇〇銀行〇〇支店			
負 債 合 計		B	
差引正味財産(A-B)			

- (注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。
 2 備考の欄には、使用目的、寄附者その他を記入すること。

就 任 承 諾 書

私は、令和〇年〇月〇日開催の〇〇自治会総会において、〇〇自治会の代表者に選任されましたので、〇〇自治会代表者への就任を受諾いたします。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

住 所 埼玉県入間市〇〇△丁目〇番△号

氏 名 〇 〇 〇 〇

年 月 日

(宛先)入間市長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

令和 年 月 日

3 変更の理由

代表者の任期満了による交代のため

年 月 日

(宛先) 入間市長 様

請求者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体告示事項証明書交付請求書

地方自治法第260条の2第12項の規定により、次の認可地縁団体にかかる告示
事項証明書____部を請求します。

団体の名称 _____

事務所所在地 _____

認可地縁団体告示事項証明書交付手数料免除申請書

上記の証明書の交付について、入間市手数料条例第3条第6号の規定により手数料の免除を
受けたいので申請します。

申請者氏名 _____

令和 年 月 日

(宛先)入間市長 様

地縁による団体の名称及び主たる

事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

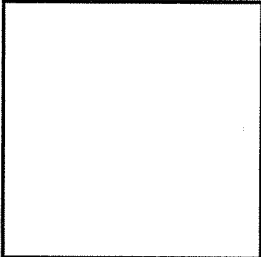
- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

様式第 1 号 (第 3 条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

(宛先) 入間市長

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 事務所の所在地			
	(資格) 氏 名	()	生年月日	年 月 日
	住 所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 ☐ 本 人 住 所

☐ 代理人 氏 名

(注意事項)

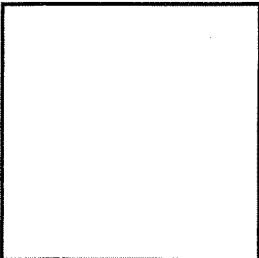
- 1 この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 (資格) 氏名欄の氏名の次には、本市において登録されている代表者等の個人の印鑑を押印してください(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印鑑を押印してください。)。ただし、本市に住所を有しない方が代表者等である場合には、代表者等が住所を有する地方公共団体の印鑑の登録及び証明に関する規定により登録されている代表者等の個人の印鑑を押印のうえ、印鑑登録証明書を添付してください。
- 4 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第 4 号（第 3 条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

（宛先）入間市長

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 事務所の所在地			
	(資格) 氏 名	()	生年月日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書____枚の交付を申請します。

申請者 ☐ 本 人 住 所

☐ 代理人 氏 名

（注意事項）

- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料免除申請書

上記の証明書の交付について入間市手数料条例第 4 条第 3 号の規定により
手数料の免除を受けたいので申請します。

申請者氏名 _____

保有資産目録様式（第十八条関係）

保 有 資 産 目 録

団体の名称 ○○自治会

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
○○自治会集会所	1 2 3 . 4 5 m ²	入間市○○××丁目△△番の□□

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅 地	2 0 5 . 7 5 m ²	入間市○○××丁目△△番

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量			
1. 国債	八分利付国債	券面金額 2 0 万円	取得金額 2 2 万円
2. 社債	自治株式会社	物上担保付社債	券面金額 80 万円 取得金額 92 万 8 千円

保有予定資産目録様式（第十八条関係）

保 有 予 定 資 産 目 録

団体の名称 ○ ○ 自 治 会

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産 の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
建 物	平成○年○月○日	茶 処 武 蔵	入間市○○××丁目△△番

2 不動産に関する権利等

資 産 の 種 類	権 限	権限取得の予定時期
土 地	地上権	平成○年○月○日